

社会教育関連施設使用料

◎遠別町生涯学習センター マナピィ・21

使用区分			午前 9～12	午後 12～17	夜間 17～22	全日 9～22
多目的ホール	面積 519.12㎡	使用料	8,400円	13,650円	13,650円	35,700円
	収容人員 500人	冷暖房料	4,200円	6,820円	6,820円	17,850円
サークル活動室	面積 23.70㎡	使用料	630円	1,050円	1,050円	2,730円
	収容人員 10人	暖房料	310円	520円	520円	1,360円
郷土料理創作室	面積 91.98㎡	使用料	3,040円	4,720円	4,720円	11,440円
	収容人員 17人	暖房料	1,260円	2,100円	2,100円	5,460円
研修室 A	面積 31.40㎡	使用料	840円	1,360円	1,360円	3,570円
	収容人員 14人	暖房料	420円	680円	680円	1,780円
研修室 B	面積 31.80㎡	使用料	840円	1,360円	1,360円	3,570円
	収容人員 14人	暖房料	420円	680円	680円	1,780円
視聴覚情報室	面積 80.25㎡	使用料	2,100円	3,150円	3,150円	8,400円
	収容人員 36人	暖房料	1,050円	1,570円	1,570円	4,200円
和室 A	面積 30.60㎡	使用料	840円	1,360円	1,360円	3,570円
	収容人員 20人	暖房料	420円	680円	680円	1,780円
和室 B	面積 30.60㎡	使用料	840円	1,360円	1,360円	3,570円
	収容人員 20人	暖房料	420円	680円	680円	1,780円
創作活動室	面積 77.93㎡	使用料	2,100円	3,150円	3,150円	8,400円
	収容人員 15人	暖房料	1,050円	1,570円	1,570円	4,200円

使用区分	使用料金
社会教育関係登録団体（週1回利用）	15,000円（1団体／年間）

- 冷暖房を使用する場合は、上記の区分により冷暖房料を徴収する。
- 使用時間区分の2以上にまたがるときは、超える2時間以内に限り使用料及び冷暖房料は時間割として加算し、2時間を越える場合はそれぞれの使用料及び冷暖房料を加算した額とする。
- 営利（商業活動を含む）を目的で使用する場合は、規定料金に100分の200を加算する。
- 営利を目的としないで、入場料、会費等を徴収する場合の使用については、次の区分により使用料に加算する。
 - 入場料、会費等が1,000円未満のとき 100分の50
 - 入場料、会費等が1,000円以上のとき 100分の100

物件使用料

品名	単位	使用料	備考
ステージ照明設備	一式	5,000円	営利等の目的で使用の場合徴収
ホール音響設備	一式	5,000円	営利等の目的で使用の場合徴収
放送ワゴン卓	一台	1,000円	
ピアノ	一台	1,000円	

この表に定める使用料は、1日あるいは1回の使用料金とする。

・使用許可申請

生涯学習センターの施設又はその備付物件を使用する場合は、その使用する日の3日前までに使用許可申請書を教育委員会へ提出する。

社会教育関係団体登録をしているサークル等については、月毎にまとめて前月の25日までに使用許可申請書を提出する。

・使用料減免

- 社会教育関係登録団体
- 町並びに所属機関

8割減免
免除

- (3) 町内経済機関・団体 5割減免
- (4) 町内社会福祉団体、町内会 8割減免
- (5) 町内幼稚園・小学校・中学校・高等学校 免除
- (6) 国又は他の地方公共団体 免除

・使用の制限

教育委員会は、次の各号に該当するときは、生涯学習センターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 建物、附属設備又は備付備品を破損、汚損又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他公益上又は生涯学習センターの管理運営上支障があるとき。

◎遠別町スポーツセンター

個人利用 大人（大学生以上） 1回 100円 11回券 1,000円 年間券 4,000円
 社会教育関係登録団体 年間 15,000円

使 用 区 分			9：00～ 12：00	13：00～ 17：00	18：00～ 21：00
専 用 使 用	体 育 室	アマチュアのスポーツに使用する場合	2,060円	3,090円	4,120円
		アマチュアのスポーツ 入場料等徴収しない	10,300円	20,600円	41,200円
	以外に使用する場合	入場料等徴収する	20,600円	41,200円	82,400円
	小体育室	アマチュアのスポーツに使用する場合	1,030円	2,060円	3,090円

※ 専用使用する場合は、使用日の7日前までに「専用許可申請書」を提出する。

※ 使用料減免

- (1) 町並びに所属機関 免除
- (2) 町内幼稚園・小学校・中学校・高等学校 免除
- (3) 町内青少年育成団体 免除
- (4) 町内社会福祉団体、町内会 8割減免
- (5) 町内体育・スポーツ団体 8割減免
- (6) 町内経済機関・団体 5割減免

◎遠別町野球場使用料

入場料等を徴収しない場合 1日 3,150円 半日 2,100円
 社会教育関係登録団体 年間 15,000円

◎町民運動広場使用料

入場料等を徴収しない場合 1日 3,150円 半日 2,100円

◎町民テニスコート使用料

コート1面 1日 1,050円 半日 520円
 コート2面 1日 2,100円 半日 1,050円
 コート3面 1日 3,150円 半日 1,570円

◎町民ゲートボールコート

無 料

◎遠別町B&G海洋センター（プール）使用料

個人利用 大人（大学生以上） 1回 100円 11回券 1,000円 年間券 2,000円

専用利用 午前 10：00～12：00 2,100円
 午後 13：00～15：00 2,100円 15：00～17：00 2,100円
 夜間 18：00～20：00 3,150円

社会教育関係登録団体 年間 15,000円

※ 使用料減免

社会教育活動及びスポーツ活動並びに公益上必要な事業に使用する場合